

財務省告示第二百二十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成十九年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年六月二十九日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	・二七トン
四	三、五四六トン
五	一八九トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一三三トン	一七トン	二、七トン	一九、四八トン	トン	六六トン	一六一、六二トン	二二一、五一六トン	一、四七、五三二トン	一九、三四三トン	一、六四二トン	五トン	五、七五九トン	トン	トン	三トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	三三	二二
一六トン	トン	七一五トン	五九トン	トン	三トン	五四トン	二八トン	五、五七トン